

令和7年3月31日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長

加 納 康 至

(公印省略)

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）について（通知）」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

本通知は、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」の一部が改正されたことをお知らせするものです（令和7年4月1日より適用）。

今回の改正では、「神経・筋疾患」の疾病の状態の程度及び対象基準に、「運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼、脊柱変形のうち一つ以上の症状が続く場合」が新たに規定されております。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(竹島)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737